

共催・後援名義の使用基準について

昭和60年7月23日承認

公益財団法人岡山県郷土文化財団

1 郷土岡山の自然、文化財の保護等及び地域文化の振興に寄与し、公益性があると認められる行事であること。

(注意事項)

- ・事業計画及び予算が確立しているもの
- ・安全管理、環境衛生についての配慮が十分なされているもの
- ・参加料、入場料その他の費用を徴収する場合は、参加者に過重な負担を負わせていないもの
- ・過去に名義の使用を承認している行事については、その際に条件が履行されているもの

2 共催、後援の区分は、次のとおりとする。

- (1) 共催 公益財団法人岡山県郷土文化財団(以下「財団」という。)が主催者の一員として、当該行事の企画及び実施に参画するもの
- (2) 後援 財団の目的に沿うと認められる部外事業について、奨励の意のみを表すもの

3 後援名義の使用は、主催者が次のいずれかに該当するものであること。

- (1) 国又は地方公共団体
- (2) 公益法人又はこれに準ずる団体
- (3) 新聞、ラジオ、テレビ等の報道機関
- (4) 営利を目的としない文化団体
- (5) 上記に準ずると認められる団体

(例) 国又は地方公共団体が後援している団体、その事業内容が財団の趣旨、目的に該当する事業を行うと財団が認める団体

4 次のいずれかに該当すると認められる場合は、後援しないものとする。

- (1) 営利的意図があると認められるもの
- (2) 政治的意図があると認められるもの
- (3) 宗教的意図があると認められるもの
- (4) 個人又は同人的活動で社会性に乏しいもの
- (5) 財団の名誉を毀損し又は信用を失墜するおそれのあるもの
- (6) その他後援することが不相当と認められるもの